政令第三百五十号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和七年四月一日」を「令和八年四月一日」に改める。

別表第二号イを次のように改める。

イ　北海道勇払郡厚真町の区域のうち次の区域

⑴　字共和の区域のうち主務大臣の定める区域

⑵　字浜厚真の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第十五号を次のように改める。

十五　削除

別表第二十五号⑵中「区域　中央区日の出三丁目、竜が島一丁目、竜が島二丁目及び沼垂東二丁目から沼垂東六丁目までの区域」を「区域」に改め、「並びに中央区山木戸」を削り、同表第四十四号を次のように改める。

四十四　削除

別表第六十八号⑴中「大字一ノ洲、大字家島字一本木、字城ノ内、字渡場、字横合、字上西川、字東松浦、字内中州、字東中洲及び字飛島」を「大字一の洲」に改め、「字新田、字江ノ道及び」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正す

る。

別表第三第三地区の項中「別表第十五号から第十七号まで」を「別表第十六号及び第十七号」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十四号、第四十九号」を「別表第四十九号」に改める。

理　由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、広野地区及び赤穂地区についてその指定を解除するとともに、苫小牧地区について区域の拡張を行う等の必要があるからである。